



京都府社会保険協会
のホームページ

アクセスはこちらから▶

<https://www.shaho-kyoto.or.jp>



年金相談所開設日程表

●京都南年金事務所

※両会場とも年金相談のみです。

郡市名	開設日	開設時間	開設場所	
木津川市	—	9月18日(金)	10:00~15:00	木津川市役所
八幡市	—	—	—	—

京都南年金事務所

電話予約 TEL 075-644-1165 【平日 8:30~17:15】

●舞鶴年金事務所

※両会場とも年金相談のみです。

郡市名	開設日	開設時間	開設場所	
福知山市	8月6日(木)	9月3日(木)	10:15~15:45	福知山市役所
京丹後市	8月27日(木)	9月24日(木)	10:30~15:45	峰山総合福祉センター

舞鶴年金事務所

電話予約 TEL 0773-76-5772 【平日 8:30~17:15】

年金相談所では、お待ちいただく時間を少なくするために「予約制」を実施させていただいております。

※予約なしでお越しいただいた場合、会場使用の関係上、相談をお受けできない場合がありますのでご了承ください。

予約方法

- 1 予約電話にご連絡ください。
(予約以外のご用件はお受けできませんのでご注意ください)
- 2 受付の際に、「基礎年金番号」「氏名」「住所」「電話番号」「相談内容」等についてお伺いします。(お手元に、「年金手帳」または「基礎年金番号通知書」をご用意ください)

- 3 ご希望の「会場」「予約時間」をお伺いします。
(予約状況により、ご希望に添えないことがありますのでご了承ください)

※相談当日は、予約時間の「5分前」までにお越しください。

※当日、ご都合により来所できない場合は、事前にご連絡をお願いします。

INDEX

日本年金機構からのお知らせ

- 従業員50人以下の事業主の皆さまへ 2026年10月1日から短時間労働者の社会保険料負担を支援する制度が始まりますー保険料調整制度ー 2
- 令和8年(2026年)10月から国民年金保険料の育児免除制度が始まります! 4
- 「わたしと年金」エッセイ募集 5

京都府社会保険協会からのお知らせ

- 「社会保険事務講習会」のご案内 6

- 「年金シニアライフセミナー」開催のお知らせ 7

協会けんぽ京都支部からのお知らせ

- レポート 健康講座の様子をお伝えします 8
- 事業主様・健診ご担当者様へ ~健診を受けただけになっていませんか~ 9
- 健診ご担当者様必見! 再検査受診勧奨に使えるヒントとデータをまとめました! ... 10

従業員50人以下の事業主の皆さまへ

2026年10月1日から 短時間労働者の社会保険料負担を支援する制度が始まります 保険料調整制度

※社会保険料とは、健康保険・厚生年金保険の保険料を指します。



どんな事業所が対象ですか？

以下の①または②の事業所が対象です。

① 2026年10月1日以降対象となることができる事業所

2026年10月1日以降、任意特定適用事業所（労使の合意により、任意で短時間労働者（パート・アルバイトの方）を社会保険の加入対象とした適用事業所）になると、保険料調整制度の対象となります。
任意特定適用事業所となるための手続きは次のページをご覧ください。

※2026年9月30日以前に任意特定適用事業所となった事業所は、保険料調整制度の対象外です。

② 2027年10月1日以降、順次対象となる事業所

原則として、今後、社会保険の適用拡大により短時間労働者が加入対象となる事業所が対象です。

対象時期	2027年10月～	2029年10月～	2032年10月～	2035年10月～
従業員数	36～50人	21～35人	11～20人	10人以下

※従業員数とは、厚生年金の被保険者数（フルタイムの従業員と週の労働時間がフルタイムの3/4以上の従業員を合計した数）を指します。

どんな従業員が対象ですか？

以下の3つの条件にすべて当てはまる短時間労働者が対象です。

① 週の所定労働時間が20時間以上 （フルタイムの3/4未満）

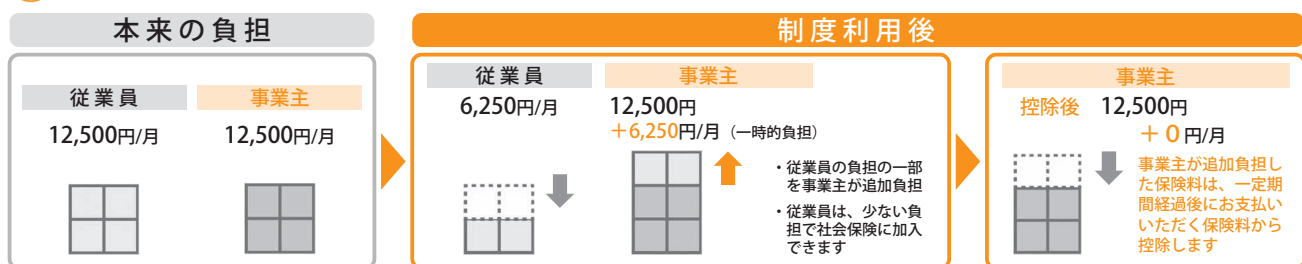
② 月収が13万円未満 （標準報酬月額が12.6万円以下）

③ 学生ではない

どのような制度ですか？

新たに社会保険の加入対象となる短時間労働者が就業調整せず働けるよう、制度の利用から通算3年間、対象となる従業員の社会保険料を軽減します。事業主には軽減分を一時的に負担いただきますが、一定期間経過後にお支払いいただく保険料からその分を全額控除するため、最終的に事業主が納付する保険料は増えません。
従業員が将来受け取る年金額にも影響はありません。

月収8.8万円の従業員に制度を利用した場合のイメージ ※保険料額はあくまでもイメージであり、実際の額とは異なります。



従業員の負担軽減の割合は月収に応じて異なります。また、制度利用3年目は割合が半減します。

月収（円） （標準報酬月額）	9.3万未満 （8.8万以下）	9.3万～10.1万未満 （9.8万）	10.1万～10.7万未満 （10.4万）	10.7万～11.4万未満 （11万）	11.4万～12.2万未満 （11.8万）	12.2万～13万未満 （12.6万）
従業員：事業主（1・2年目）	25：75	30：70	36：64	41：59	45：55	48：52
従業員：事業主（3年目）	37.5：62.5	40：60	43：57	45.5：54.5	47.5：52.5	49：51

年金相談に関する一般的なお問い合わせ「ねんきんダイヤル」

（ナビダイヤル）

050で始まる電話などナビダイヤルをご利用いただけない
電話でおかけになる場合は

0570-05-1165（東京）**03-6700-1165**（一般電話）

【受付時間】月曜日/午前8時30分～午後7時 火曜日～金曜日/午前8時30分～午後5時15分
第2土曜日/午前9時30分～午後4時

※月曜日が祝日の場合は、翌日以降の平日の初日に午後7時まで受け付けます。

※第2土曜日以外の土曜日・日曜日・祝日、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

年金の加入に関する一般的なお問い合わせ「ねんきん加入者ダイヤル」

（ナビダイヤル）

050で始まる電話などナビダイヤルをご利用
いただけない電話でおかけになる場合は

【国民年金加入者向け】**0570-003-004**

【事業所、厚生年金加入者向け】**0570-007-123**

（東京）**03-6630-2525**（一般電話）
（東京）**03-6837-2913**（一般電話）

【受付時間】月曜日～金曜日/午前8時30分～午後7時

第2土曜日/午前9時30分～午後4時

※週の初日は混雑が予想されます。 ※第2土曜日以外の土曜日・日曜日・祝日、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

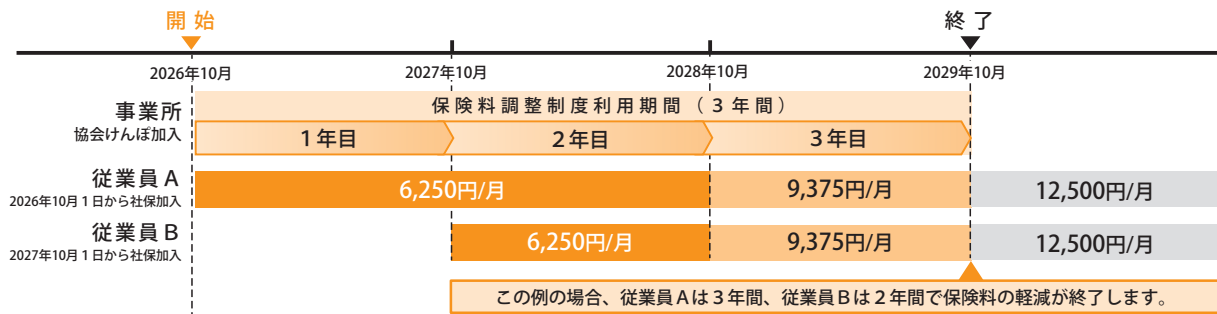


制度の対象となる従業員が負担する社会保険料のイメージ

事業所が制度の利用を開始してから3年が経過した時点で、従業員の保険料の軽減は終了します。

【2026年10月1日から制度を利用した事業所の例】

※従業員A、Bの月収（標準報酬月額）は88,000円としています。



どのような手続きが必要ですか？

事業所が保険料調整制度の対象となった日から2年以内に、開始申出をする必要があります。

提出物	保険料調整開始申出書
提出方法・提出先	事務センターへ郵送 または 管轄の年金事務所へ 郵送／窓口持参（電子申請不可） ※健康保険組合に加入している場合は、組合にも提出が必要です。

「保険料調整開始申出」の様式は、日本年金機構ウェブサイトからダウンロードできます。
<https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/hokenryochousei.html>



2026年10月1日から保険料調整制度が利用できる 任意特定適用事業所となるための手続きについて

短時間労働者が働く時間を増やして社会保険に加入すると、企業経営に以下のようなメリットがあります。

- 1 人材の確保・定着の可能性が高まります
- 2 従業員の働く意欲の向上に繋がります
- 3 就業調整が不要になり、安定してシフトを組みやすくなります

従業員には、社会保険に加入すると年金や医療保険が充実することを伝え、加入の希望を聞きましょう。

任意特定適用事業所となるための手続き

同意対象者の2分の1以上の同意をとった上で、必要書類をご提出ください。

※同意対象者とは、厚生年金保険の被保険者、70歳以上被用者および短時間労働者を指します。

提出物	①任意特定適用事業所申出書 ②同意対象者の2分の1以上の同意を示す書類 ③短時間労働者に該当する方の被保険者資格取得届
提出方法・提出先	事務センターへ郵送 または 管轄の年金事務所へ 郵送／窓口持参（電子申請も可能） ※健康保険組合に加入している場合は、組合にも提出が必要です。

手続きの詳細や届書様式に関するご案内
<https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/ninitokuteitekiyo.html>



電子申請に関するご案内
<https://www.nenkin.go.jp/denshibenri/index.html>



社会保険の適用拡大については
社会保険適用拡大
特設サイトへ

社会保険 適用拡大

検索

または



<https://www.mhlw.go.jp/tekiyokakudai/>

年金相談に関する一般的なお問い合わせ「ねんきんダイヤル」

(ナビダイヤル)

0570-05-1165

050で始まる電話などナビダイヤルをご利用いただけない電話でおかけになる場合は
(東京) 03-6700-1165 (一般電話)

【受付時間】月曜日/午前8時30分～午後7時 火曜日～金曜日/午前8時30分～午後5時15分
第2土曜日/午前9時30分～午後4時

※月曜日が祝日の場合は、翌日以降の平日の初日に午後7時まで受け付けます。
※第2土曜日以外の土曜日・日曜日・祝日、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

年金の加入に関する一般的なお問い合わせ「ねんきん加入者ダイヤル」

(ナビダイヤル)

【国民年金加入者向け】0570-003-004

050で始まる電話などナビダイヤルをご利用いただけない電話でおかけになる場合は
(東京) 03-6630-2525 (一般電話)

【事業所、厚生年金加入者向け】0570-007-123 (東京) 03-6837-2913 (一般電話)

【受付時間】月曜日～金曜日/午前8時30分～午後7時 第2土曜日/午前9時30分～午後4時

※週の初日は混雑が予想されます。※第2土曜日以外の土曜日・日曜日・祝日、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

令和8年（2026年）10月から

国民年金保険料の 育児免除制度が始まります！

実子、養子を育てている方は、
育児のための免除制度を利用できます。



- 国民年金第1号被保険者（自営業者・農業者・アルバイト・無職など）も**育児で保険料が免除される制度**が始まります。
- お子さま（実子・養子）を育てている方（父母・養父母）は、申請することで、月額17,920円（令和8年度）の**保険料が免除**されます。
- 対象期間は、お子さま（実子・養子）が**1歳になる誕生日の前月まで**です。
- 将来の年金額は、**納付した場合と同じように反映**されます。

＜育児免除イメージ図＞

育児免除イメージ図>

	12月	1月	2月	3月	4月	5月	12月
		出産日					1歳の誕生日の 前月（12月分）まで
母親	産前産後免除期間 出産予定月または出産月の前月から4か月間				育児免除期間		
父親 (養父母)		育児免除期間					



申請はスマホでOK！ 電子申請がかんたん便利

基本的に、**書類を添える必要はありません。**

※届書（紙）による手続きの場合には、「産前産後免除該当届／育児免除該当届・終了届」
「マイナンバーカード」の写し等が必要となります。

スマホで24時間365日、電子申請できます。

※お住まいの市（区）役所または町村役場の国民年金担当窓口や郵送でも手続きできます。

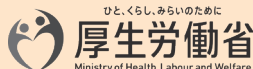
制度や手続きの
詳細はこちら



日本年金機構特設ページ
<https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/ikujimenjo.html>



マイナポータル（電子申請）はこちら
<https://myna.go.jp>



年金相談に関する一般的なお問い合わせ「ねんきんダイヤル」

（ナビダイヤル）

0570-05-1165

050 で始まる電話などナビダイヤルをご利用いただけない
電話でおかけになる場合は

（東京）**03-6700-1165**（一般電話）

【受付時間】月曜日/午前8時30分～午後7時 火曜日～金曜日/午前8時30分～午後5時15分
第2土曜日/午前9時30分～午後4時

※月曜日が祝日の場合は、翌日以降の平日の初日に午後7時まで受け付けます。

※第2土曜日以外の土曜日・日曜日・祝日、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

年金の加入に関する一般的なお問い合わせ「ねんきん加入者ダイヤル」

（ナビダイヤル）

【国民年金加入者向け】**0570-003-004**

050 で始まる電話などナビダイヤルをご利用
いただけない電話でおかけになる場合は

（東京）**03-6630-2525**（一般電話）

【事業所、厚生年金加入者向け】**0570-007-123**

（東京）**03-6837-2913**（一般電話）

【受付時間】月曜日～金曜日/午前8時30分～午後7時

第2土曜日/午前9時30分～午後4時

※週の初日は混雑が予想されます。 ※第2土曜日以外の土曜日・日曜日・祝日、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

「わたしと年金」 エッセイ 募集

世代を**超**える。
今だからこそ、伝えたい。

募集期間

令和8年6月1日（月）～
令和8年9月7日（月）消印有効

応募要項

- ・公的年金の大切さ、応募者ご自身やご家族との公的年金制度のかかわり、公的年金についてのあなたの考えなど、公的年金制度をテーマにしたエッセイ。
- ・日本語で1,000～2,000文字程度。
- ・作品用紙の裏に、氏名、ふりがな、年齢、住所、電話番号、職業または所属*（会社名、学校名等）を明記してください。
※会社、学校等を介さずに個人で応募することが可能です。
- ・内容は応募者本人が創作したもので、未発表のものに限ります。（応募作品は返却しません。）

発表

受賞作品は日本年金機構ホームページに全文を掲載する（11月下旬予定）他、日本年金機構が発行する刊行物への掲載等を行います。受賞作品の著作権は日本年金機構に帰属します。受賞者の氏名、年代、住所地の都道府県を公表します。



詳細は、左記の二次元コードを読み取り、
日本年金機構ホームページの「わたしと年金」エッセイについてご覧ください。

賞

厚生労働大臣賞、日本年金機構理事長賞、
優秀賞、入選
賞状の授与並びに記念品を贈呈します。

応募資格

中学生以上の方

提出先

日本年金機構 事業推進統括部
地域年金事業グループ わたしと年金 担当
〒168-8505 東京都杉並区高井戸西3-5-24

お問い合わせ先

日本年金機構 事業推進統括部
地域年金事業グループ わたしと年金 担当
（電話番号）03-5344-1100（代表）

主 催



後 援



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare



文部科学省
MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

全国高等学校長協会

全国都道府県教育委員会連合会

年金相談に関する一般的なお問い合わせ「ねんきんダイヤル」

（ナビダイヤル）

0570-05-1165

050で始まる電話などナビダイヤルをご利用いただけない
電話でおかけになる場合は

（東京）**03-6700-1165**（一般電話）

【受付時間】月曜日/午前8時30分～午後7時 火曜日～金曜日/午前8時30分～午後5時15分
第2土曜日/午前9時30分～午後4時

※月曜日が祝日の場合は、翌日以降の平日の初日に午後7時まで受け付けます。

※第2土曜日以外の土曜日・日曜日・祝日、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

年金の加入に関する一般的なお問い合わせ「ねんきん加入者ダイヤル」

（ナビダイヤル）

【国民年金加入者向け】**0570-003-004**

【事業所、厚生年金加入者向け】**0570-007-123**

050で始まる電話などナビダイヤルをご利用
いただけない電話でおかけになる場合は

（東京）**03-6630-2525**（一般電話）

（東京）**03-6837-2913**（一般電話）

【受付時間】月曜日～金曜日/午前8時30分～午後7時

第2土曜日/午前9時30分～午後4時

※週の初日は混雑が予想されます。 ※第2土曜日以外の土曜日・日曜日・祝日、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

京都府社会保険協会からのお知らせ

「社会保険事務講習会」のご案内

今回開催します社会保険事務講習会では、健康保険給付関係、保健事業関係並びに健康講座（転倒・腰痛をテーマに、機器不要の体力チェックを行い、労働災害予防を実現します！）また、社会保険の事務手続きや電子申請、将来お受け取りになる老齢年金についての講習となっております。

会員事業所の事務担当者の皆さまの参加をお待ちしております。

事務講習会スケジュール

会場	定員	開催日	開催時間	内容（予定）	講師
京都商工会議所 7-A会議室 下京区四条通室町東入 京都経済センター7階	80名	令和8年 9月3日(木)	13:30～16:30	・健康保険の給付関係 ・保健事業関係 ・健康講座 (働き続けられるカラダを創る！未来の自分を守る「カラダの車検」)	健康保険協会 職員
京都商工会議所 7-A会議室 下京区四条通室町東入 京都経済センター7階	80名	令和8年 10月7日(水)	13:30～16:30	・社会保険の事務手続きについて ・働きながら受け取る老齢年金 ・電子申請及びオンライン事業所 年金情報サービスの紹介	日本年金機構 職員

- 参加費：無料
- 申込締切：健康保険協会講師講習会：令和8年8月25日（火） 日本年金機構講師講習会：令和8年9月25日（金）
- 申込方法：受講申込書（コピー可）に必要事項をご記入のうえ、FAXまたはメールでお申込みください。
受付終了後、「社会保険事務講習会受講票」をFAXまたはメールでお送りいたしますので、当日ご持参ください。
※メールでお送りいただく場合は、京都府社会保険協会ホームページの「お問合せ」からお送りください。
- お問合せ：一般財団法人 京都府社会保険協会 TEL 075-251-1190 FAX 075-251-1194

社会保険事務講習会受講申込書 【FAX 075-251-1194】

会員番号	※社会保険きょうと送付時の宛名ラベルに記載されている6桁の番号です。	
事業所名称		
事業所所在地	〒	
電話番号／FAX番号	電話番号	FAX番号
メールアドレス	※受講票送付先のメールアドレスをご記入ください。	

氏 名	開 催 日（希望日に○をつけてください）
	令和8年9月3日(木) ・ 令和8年10月7日(水)
	令和8年9月3日(木) ・ 令和8年10月7日(水)
	令和8年9月3日(木) ・ 令和8年10月7日(水)

※申込書にご記入いただきました個人情報は、本事業の運営及びそれに関するご連絡・ご案内以外には使用いたしません。

家庭用常備薬品の申込方法

【申込方法】

〈1〉FAXでの申込み

社会保険協会ホームページの会員専用ページにある「申込書」を印刷してFAXでお送りください。

※ 会員専用ページのユーザー名「kyotomember」・パスワード「shahokyo26」

※ フリーダイヤルFAX「0120-801-911」

〈2〉WEBサイトでの申込み

右の二次元コードまたは、URLから「WEBサイト」にログインしてお申し込みください。



団体コード：

1099

URL
https://ec.kenkoujin.jp/
Jwa/JWA101/JWA101_001/
Init/359ea989bab1eea69f
385c9370906c0d

一般財団法人 京都府社会保険協会

〒604-8216 京都市中京区西洞院通六角下る池須町408-1 北川ビル3階
TEL：075-251-1190 FAX：075-251-1194

「年金シニアライフセミナー」開催のお知らせ

京都府社会保険協会では、会員事業所に勤務されている被保険者とその配偶者、年金委員委嘱事業所の皆様を対象に、定年退職後の人生を充実したシニアライフとしていただくため、年金事務所と共催でセミナーを開催いたします。

日 時	令和8年10月29日（木） 13:15～16:45 受付 13:00	日 時	令和8年10月30日（金） 13:15～16:45 受付 13:00
場 所	舞鶴21ビル 201会議室 舞鶴市宇喜多1105-1	場 所	京都商工会議所 7-A会議室 下京区四条通室町東入 京都経済センター7階
定 員	25名（申込先着順）	定 員	80名（申込先着順）

- 内 容
- ライフプランと生きがい （講師：年金ライフプラン講師）
 - 家庭経済プラン （講師：年金ライフプラン講師）
 - 社会保険制度の仕組みと手続き （講師：社会保険労務士）

参 加 費 無料

申込締切 令和8年10月16日（金）必着

申込方法 参加申込書（コピー可）に必要事項をご記入のうえ、FAXまたはメールでお申込みください。
受付終了後、「年金シニアライフセミナー参加票」をFAXまたはメールでお送りいたしますので、当日ご持参ください。

※メールでお送りいただく場合は、京都府社会保険協会ホームページの「お問合せ」からお送りください。

お問合せ 一般財団法人 京都府社会保険協会
TEL 075-251-1190 FAX 075-251-1194

年金シニアライフセミナー参加申込書 【FAX 075-251-1194】

事業所名称			
事業所所在地	〒		
電話番号／FAX番号	電話番号	FAX番号	
メールアドレス	※参加票送付先のメールアドレスをご記入ください。		

氏 名	性別	年齢	区分（いずれかに○）	参加希望日（いずれかに○）
			被保険者・配偶者・年金委員	10月29日（木）・10月30日（金）
			被保険者・配偶者・年金委員	10月29日（木）・10月30日（金）
			被保険者・配偶者・年金委員	10月29日（木）・10月30日（金）

※申込書にご記入いただきました個人情報は、本事業の運営及びそれに関するご連絡・ご案内以外には使用いたしません。

協会けんぽ京都支部からのお知らせ

レポート

健康講座の様子をお伝えします

協会けんぽ京都支部の「健康講座」をご利用しませんか？

協会けんぽ京都支部では、昨年度に引き続き、**健康宣言事業所**及び**健康保険委員事業所**を対象に、**健康講座（無料）**を実施します。

今回、協会けんぽ京都支部の職員を対象に、株式会社 バックテック（令和8年度委託事業者）による「健康講座」を開催しましたので、その様子をご紹介します。

協会けんぽ京都支部
加入事業所様が対象です。



◀健康講座の
詳細はこちら

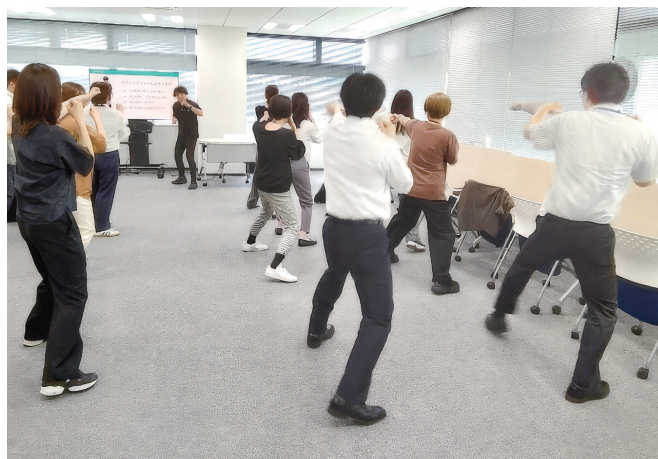
テーマ

一気に運動不足解消！ ボクササイズ体験でリフレッシュ

昨年度一番人気！

今回の健康講座では、元プロボクサーの先生から、ボクシングの動きをベースにした有酸素運動「ボクササイズ」を開催しました。特別な道具も広いスペースも必要とせず、初心者でも無理なく取り組めることが魅力です。

講座は講義5分・実践50分という構成。はじめに講師からストレッチや足の動き、ジャブ・ストレートといった基本動作とフォームのポイントを学び、いざ実践へ。



実践が始まると、会場のあちこちから笑い声が上がりました。動きに戸惑いながらも、参加者同士が自然と声をかけ合う場面もあり、終始なごやかな雰囲気が進みました。

一人で行う運動とは違い、周囲と一緒に体を動かすことで、楽しみながら運動できるだけでなく、仲間とのつながりも感じられる内容でした。

参加者の声

「意外とあの人の動き、すごかった」「普段しゃべらない人と話せてよかった」「体が温まって、終わった後すっきりした」「意外とちゃんと汗をかいだ」といった声があり、笑いコミュニケーションを通じて運動意識が高まる充実した時間となりました。



京から取り組む健康事業所宣言のエントリーを募集しています

「事業所訪問型」の健康講座は、「健康宣言」へのエントリーが必要です。

健康づくりの専門家による健康講座を実施しています（事業所訪問・オンライン開催）。ぜひ、この機会に「健康宣言」にエントリーしましょう！



▲エントリーは
こちらから

その他の
サポート

健康測定器貸出サービス・事業所健康度カルテ
健康情報誌（季刊誌）の提供 など



全国健康保険協会 京都支部

健康講座のお問い合わせはこちらから
（企画総務グループ）【☎ 075-256-8630】

事業主様・健診ご担当者様へ

～健診を受けただけになっていませんか～

協会けんぽでは、健診を受診された方へ、様々な健診後のフォローを**無料**で行っています。
健診当日に利用できるものもありますので、ぜひご利用ください！

① 特定保健指導

40歳以上の生活習慣病リスクがある方へ

生活習慣病の発症・重症化を防ぐことを目的として、**健診結果から生活習慣病リスクがある40歳以上の方へ、特定保健指導（健康サポート）**のご案内をしています。

【利用方法】

健診当日に利用する場合：健診機関のスタッフから案内します。

健診当日に利用しない場合：後日協会けんぽ、または専門業者（協会けんぽ業務委託）から事業所へ案内をお送りします。

※専門業者（協会けんぽ業務委託）の場合は夜間や土日の面談が実施可能です。



【特定保健指導の流れ】

①健康課題をチェック ②生活改善プランをご提案 ③3～6か月間健康づくりをサポート
専門職（保健師・管理栄養士）が個別面談（約30分）および後日フォローを行います。

② トータルヘルスケアサポート

健診+相談で、健康の不安をその場で解消！

生活習慣病予防健診の当日に、健診結果を健診機関の専門家スタッフと振り返り、健康に関するアドバイスやご質問にお答えする**短時間の個別健康相談**を行っています。



◀令和8年度トータルヘルスケア実施健診機関はこちらから

※健診体制によりトータルヘルスケアサポートを実施していない日があります。

※検診車での実施など、詳細は各健診機関へお問い合わせください。

※先着順になりますので、上限に達し次第終了となります。ご了承ください。



③ 医療機関への受診勧奨

『まだ大丈夫…』と思わず、まずは受診を

協会けんぽでは、血圧・血糖・脂質に関する健診結果が**要治療や要精密検査と判定されたのに受診をしていない方に医療機関への受診勧奨**をしています。

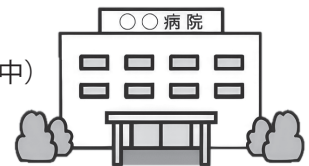
【案内方法】

健診機関：健診受診後、お電話や手紙での受診案内（一部契約機関で実施中）

協会けんぽ：健診受診6か月以降に、お電話や手紙での受診案内

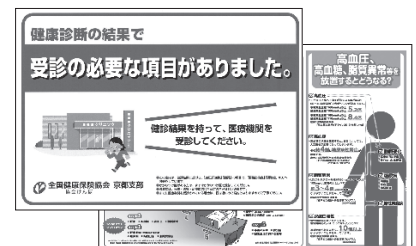


健診機関や協会けんぽから、事業所へ電話連絡する場合がありますので、取次ぎをお願いします！



健診結果から『要治療や要精密検査』となった従業員に対して、企業が医療機関への受診を促すことは、労働安全衛生法上の「**安全配慮義務**」に基づく企業の努力義務となります。

従業員様に長く元気に働いてもらうために、ご協力をよろしくお願いします。



《受診をおすすめる通知文書》

協会けんぽ京都支部からのお知らせ

健診ご担当者様必見！

再検査受診勧奨に使えるヒントとデータをまとめました！



京都働き世代の健康データブック

協会けんぽ京都支部では、さまざまな業態の健康課題を見える化した『京都働き世代の健康データブック』を作成しました。第3弾となる今回は、**健診受診後の再検査受診につながる「ヒント」と「データ」**などを紹介しています。

データブックはこちらから

- 業態別・事業所規模別の健康課題と特徴
- 再検査受診につながる取組事例
- 明日から使える再検査受診勧奨のヒント



声かけのタイミングや勧奨に活用できる文書は**上記二次元コード**からご確認ください！



未治療状態を放置するのは
企業にとっても大ダメージ！



従業員への早期受診勧奨は、
担当者のあなたにしかできない最高のプレゼント！



電子申請で 手間・時間・費用 をカット！

協会けんぽの電子申請では、システムチェックによる記入誤りの防止、スマホやPCから処理状況の確認が可能となり、書面での申請よりも便利になりました。**ご申請の際はぜひ電子申請をご利用ください！**

～準備するもの～

- ☒ マイナンバーカード
- ☒ 「マイナポータルアプリ」のインストール

カンタン4STEP！

- ① 協会けんぽのHPから「電子申請サービス」を開く
- ② 申請したい申請書類を選択
- ③ マイナンバーカードを利用して資格情報を取得
- ④ 入力フォーマットに必要事項を入力し、添付ファイルは電子ファイルをアップロード

申請完了!!

よくあるお問い合わせ

Q 誰が利用できますか、また、利用可能時間はいつからいつまでですか？

A 電子申請は、被保険者と社会保険労務士の利用が可能です（一部の申請においては、被扶養者の方が利用可能です）。なお、代理人や相続人、事業主はご利用いただけません。
利用可能時間は平日の8:00～21:00です。

申請方法等の
詳細は
こちらから▼

Q 電子申請で申請の受付状況（審査状況）を確認することはできますか？

A 協会けんぽの「電子申請サービス」サイトのメニュー画面内「審査状況確認」より確認することができます。※マイナンバーカードの読み取りが必要です。



データブックについて（企画総務グループ） 電子申請について（業務グループ）【☎ 075-256-8630】

■ 京都府社会保険協会のホームページ <https://www.shaho-kyoto.or.jp>

発行／（一財）京都府社会保険協会

京都市中京区西洞院通六角下る池須町408-1
北川ビル3階 TEL.075-251-1190

職場内で回覧しましょう